

灘区まちづくり協議会活動補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市地区計画及びまちづくり協定に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条の規定によるまちづくり協定を締結したまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）が、当該協定の運用により生活環境又は都市機能の改善又は保全を主な目的とするまちづくり活動（以下「まちづくり活動」という。）を継続して行っている場合に、当該活動を補助することにより、引き続き住民による自主的なまちづくり活動が継続されることを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号）（以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象となる費用及び補助限度額）

第2条 区長は、まちづくり協議会に対して、区と協議の上認められた事業のうち、次の各号に該当する費用（以下「補助対象費用」という。）の全部または一部を予算の範囲内で補助することができる。

- (1) まちづくり協議会によるまちづくり活動の周知を目的としたイベントの開催等に要する費用
- (2) まちづくり協議会の目的に関する課題の解消に向けた活動等に要する費用
- (3) その他まちづくり協議会の本来的なまちづくり活動であると区長が認める活動に要する費用

2 1団体あたりの補助上限額は100千円とする。

（補助金の対象とならない費用）

第3条 次の各号に掲げる費用については、補助金の対象とはならないものとする。

- (1) 他の団体への記念行事お祝い金又は神事若しくは祭り等に対する協賛金
- (2) まちづくり協議会の会員又は役員等という身分上の理由をもって支給す

る給与又は報酬等

(3) 慶弔費

(4) 飲食を主たる目的とした会合に係る費用

(5) 国，県，市又はその他の団体等から補助金等が交付される場合において，当該補助金の対象となる費用

(6) 個人の持ち物となる物品の購入費用

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするまちづくり協議会は，様式第1号に規定する補助金交付申請書及び関係書類を区長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 区長は，前条の規定による申請書を受理した場合において，その内容を審査し，補助金を交付することが適当であると認めたときは，速やかに，補助金の交付の決定をし，様式第2号に規定する補助金交付決定通知書により，その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 まちづくり協議会は，前条の規定による通知を受けた場合において，当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは，当該まちづくり協議会が前条の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに様式第3号に規定する取下げ申請書により，申請の取下げをすることができる。

(活動内容の変更)

第7条 まちづくり協議会は，補助の対象となる活動の内容を変更しようとする場合は，速やかに様式第4号に規定する内容変更承認申請書を以て，区長の承認を受けなければならない。

2 区長は，前項の承認申請が提出されたときは，これを審査し，やむをえないと認めるときは，これを承認し様式第5号に規定する内容変更承認通知書により，当該まちづくり協議会に通知する。

(実績報告書の提出)

第 8 条 まちづくり協議会は、補助対象費用に係るまちづくり活動が完了したときは、速やかに、様式第 6 号に規定する完了実績報告書を区長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 9 条 区長は、前条の規定による報告書を受領した場合においては、その内容の審査により、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第 7 号に規定する補助金確定通知書により、その旨を速やかに当該まちづくり協議会に通知するものとする。

2 区長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金等の請求）

第 10 条 まちづくり協議会は、補助金等の交付を受けようとするときは、様式第 8 号に規定する補助金請求書により、前条の確定通知を受領後ただちに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等をまちづくり協議会に支払うものとする。

（補助金の概算払）

第 11 条 まちづくり協議会は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、第 8 条の規定による実績報告書の提出前に、第 5 条の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について、様式第 9 号に規定する補助金概算交付請求書による請求ができる。

2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、速やかに当該請求に係る補助金をまちづくり協議会に支払うものとする。

3 区長は、第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、30 日以内に、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

（交付の決定の取り消し）

第 12 条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部または全部を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 補助対象費用が第 2 条第 1 項各号に掲げるものに該当しないとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付をうけたとき

(3) その他、区長が補助金を交付するに適しないと認めたとき

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 1 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

灘 区 長 宛

補助対象団体 〒 _____
住 所 _____
団体名 _____
Tel (_____) _____
代表者氏名 _____

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助 補助金交付申請書

令和 年度灘区まちづくり協議会活動補助について、補助金の交付を受けたいので要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1. 補助活動の名称 _____
2. 補助活動計画書（様式第1号-1）及び収支予算書（様式第1号-2）
3. 補助活動の完了予定期日 令和 年 月 日
4. 交 付 申 請 額 _____ 円
5. 申請団体の前年度の収支決算がわかるもの

令和 年 月 日

補助対象団体名.....

令和 年度 灘区まちづくり協議会
補助活動計画書

令和 年度灘区まちづくり協議会補助活動について、活動計画を下記のとおり提出いたします。

補助活動の 名称	
活動の種別	要綱第2条 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号)
地域の課題 <small>※第2号のみ</small>	
活動内容 <small>※イベント等の実施に ついては、開催案内 を添付すること</small>	
期待される 効果	
灘区との 事前調整	<input type="checkbox"/> ※事前調整（任意形式）を行ってください。

様式第1号-2

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助要綱第2条第1項各号に係るまちづくり活動
収支予算書

団 体 名

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
灘区まちづくり協議会活動補助 補助金		
上記以外の補助金 ()		
その他収入		
合 計		

2. 支出の部 (要綱第2条第1項各号に該当する費用)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
合計		

※経費については、具体的な内容が記載された別紙の提出でも可。

補助対象団体 住 所
 団体名
 代表者 様

灘 区 長

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって交付申請のあった令和 年度まちづくり協議会活動補助
について、要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

1. 補助活動の名称

2. 補助金交付決定額 円.....

3. そ の 他

灘 区 長 宛

補助対象団体 〒 —
住 所
団体名
Tel () —
代表者氏名

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助 取下げ申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 令和 年度 灘区
まちづくり協議会活動補助について、要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により取下げしたいの
で申請します。

記

1. 補助活動の名称

2. 取下げの理由

令和 年 月 日

灘 区 長 宛

補助対象団体 〒 —
住 所
団体名
TEL () —
代表者氏名

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助 内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 令和 年度 灘区
まちづくり協議会活動補助について、要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により内容を変更した
いので申請します。

記

補助活動の名称

変更前の内容		変更後の内容	
変更の理由			
既交付決定額		変更交付申請額	

様式第5号

第 号
令和 年 月 日

補助対象団体 住 所
団体名
代表者 様

灘 区 長

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助 内容変更承認通知書

令和 年 月 日付けをもって内容変更承認申請のあった 令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助について、要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり内容変更を承認しましたので通知します。

記

1. 補助活動の名称
2. 既 交 付 決 定 額
3. 変 更 交 付 決 定 額

灘 区 長 宛

補助対象団体 〒 —
住 所
団体名
TEL () —
代表者氏名

令和 年度 まちづくり協議会補助活動 完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記活動が完了したので、要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1. 補助活動の名称

2. 補助活動の実施期間 自令和 年 月 日
 至令和 年 月 日

3. 実施内容（別添様式第6号-1による。）

4. 収支実績（詳細は別添様式第6号-2による。）

(1) 補助金交付決定額.....円

(2) 最終補助金請求額.....円

(3) 交付済補助金額円

(4) 差引補助金額（(2) - (3)）.....円

令和 年 月 日

補助対象団体名.....

令和 年度 灘区まちづくり協議会
補助活動 実施内容

下記のとおり実施内容の報告をいたします。

名 称	
活動内容	
	[添付資料] <input type="checkbox"/> 成果品 <input type="checkbox"/> 活動内容のわかる写真
実施日程	
得られた効果	

令和 年度 灘区まちづくり協議会活動補助要綱第2条第1項各号に係るまちづくり活動
収支決算書

団 体 名.....

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
灘区まちづくり協議会活動補助 補助金		
上記以外の補助金 ()		
その他収入		
合 計		

2. 支出の部 (要綱第2条第1項各号に該当する費用※)

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
合計		

※経費については、具体的な内容が記載された別紙の提出でも可。

第 号
令和 年 月 日

補助対象団体 住 所
 団体名
 代表者 様

灘 区 長

令和 年度 まちづくり協議会活動補助 補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで完了実績報告のあった令和 年度まちづくり協議会活動補助については、要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1. 補助活動の名称
.....
2. 確定補助金額円
.....
3. 交付決定補助金額円
.....
4. 交付済補助金額円
.....
5. 返 還 金 額円
.....
6. 精算補助金額円
.....

補助金請求書

灘区

代表者 灘 区 長 宛

令和 年 月 日付け 第 号をもって確定通知を受けました、下記の補助金を要綱第10条の規定に基づき、請求します。

金額 十億 百万 千 円也

ただし、灘区まちづくり協議会活動補助 補助金として

団体名

上記請求金額を下記の銀行口座に振込みしてください。

令和 年 月 日

〒 [] [] [] [] - [] [] [] [] [] []

住所

氏名

Tel () -

銀行名	支店名	預金種目	1. 普通 2. 当座 9. その他 ()
口座番号			
口座名義 (カナ)			
※30字を 越える場 合, 31字以 下は省略			

(注1) 口座名義は、請求者と同一の名義であること。他人(親族も含みます。)の口座に振り込む場合別途委任状(受領委任)が必要です。

(注2) 受領委任をされる場合には、上の太枠内を斜線で消して下さい。

補助金概算交付請求書

神戸市

代表者 灘 区 長 宛

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けました、
下記の補助金について、要綱第11条第2項の規定に基づき、交付くださるよう請求します。

1. 補助活動の名称
2. 概算払を請求する理由

金額 十億 百万 千 円也

ただし、灘区まちづくり協議会活動補助 補助金（概算払）として

団体名

上記請求金額を下記の銀行口座に振込みしてください。

令和 年 月 日

〒 [] [] [] [] - [] [] [] [] [] []

住所

氏名

〒 () -

銀行名	支店名	預金種目	1. 普通 2. 当座 9. その他 ()
口座番号			
口座名義 (カナ)			
※30字を 越える場 合, 31字以 下は省略			

(注1) 口座名義は、請求者と同一の名義であること。他人(親族も含みます。)の口座に振り込む場合
別途 委任状(受領委任)が必要です。

(注2) 受領委任をされる場合には、上の太枠内を斜線で消して下さい。